広報関係事務の流れについて

1 ねりま区報

(1) 月分区報掲載予定記事等の提出について

管理係 各係・各館(指定管理者館含む)に提出依頼メール

各館(指定管理者館含む)へは、「新様式(年間3件まで)にて、提出先は事業統括係」と明記して依頼する。

各 館(指定管理者館含む)

事業統括係に提出

事業統括係から管理係に提出(データ)

内容が児童・青少年向けであれば、事業統括係から子供事業統括係へ引き継ぐ。 子供事業統括係から管理係に提出(データ)

|各 係| 管理係に提出(データ)

管理係 全館分を取りまとめのうえ、光が丘図書館長決裁後、部庶務へ回答する。

(2) 月 日号区報原稿の提出

|各館(指定管理者館含む)

事業統括係に提出(データ)

事業統括係から光が丘図書館長決裁後、広聴広報課および部庶務へ提出する (管理係へ同報)。

内容が児童・青少年向けであれば、事業統括係から子供事業統括係へ引き継ぐ。 子供事業統括係から光が丘図書館長決裁後、広聴広報課および部庶務へ提 出する(管理係へ同報)。

各 係 光が丘図書館長決裁後の原稿を、広聴広報課および部庶務へ提出する(管理係 へ同報)。

(3) 月 日号区報原稿の校正

管理係 各係に校正依頼(紙)

(各館(指定管理者館含む)分は、事業統括係または子供事業統括係に依頼)

事業統括係または子供事業統括係から、各館(指定管理者館含む)へ校正依頼

各 館 (指定管理者館含む)

事業統括係または子供事業統括係に提出(ファクス)

事業統括係または子供事業統括係から係長決裁後の校正原稿(原本)を、管理 係に提出

|各 係 係長決裁後の校正原稿(原本)を、管理係に提出

管理係 取りまとめのうえ、光が丘図書館長決裁後、部庶務へ回答する。

2 練馬区公式ツイッターで発信する区政情報の提出

管理係 各係に提出依頼メール

|各 係| 光が丘図書館長決裁後のツイートシートを、管理係に提出(データ)

管理係 取りまとめのうえ、部庶務へ回答する。

- 3 ホームページ
 - (1) 練馬区ホームページ

各係のCMS操作員が、各々作成・修正・掲載

各館(指定管理者館含む)

掲載を希望する場合は事業統括係に連絡し、事業統括係 CMS操作員が作成・修正・掲載を行う。 内容が児童・青少年向けであれば、事業統括係から

子供事業統括係へ引き継ぐ。

(2) 練馬区立図書館ホームページ 別紙のとおり